現行条例と改正法との条文比較表

現行条例と改正法において、それぞれに規定のある主な項目の比較と該当箇所(下線部)は次のとおりです。

項目		現 行 条 例	改 正 法	補 足 説 明
不開示 情報	実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る個人情報について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。		第七十八条第一項 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人 情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」とい う。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有 個人情報を開示しなければならない。	
	第1号	開示の請求の対象となった個人情報に開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき。	第二号 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。(以下略)	
	第2号	開示の請求の対象となった個人情報に事業を営む法人その他の 団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」 という。)に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記 録された情報が含まれる場合であって、請求者に開示することによ り、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵 すことになると認められるとき。	第三号 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。) に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(以下略)	
	第3号	開示の請求の対象となった個人情報が個人の指導、診断、評価、 選考等に関する情報であって、請求者に開示をすることにより、当 該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある とき。	第七号 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(以下略)	に関するもので、開示することにより、事務又
	第4号	開示の請求の対象となった個人情報が国等の機関との協議、依頼 等に基づいて作成し、又は取得したものであって、請求者に開示 をすることにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあると き。	第七号 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(以下略)	示することにより、事務又は事業の性質上、

項目	現 行 条 例	改 正 法	補 足 説 明
不開示 情報	第5号 開示の請求の対象となった個人情報が本町の機関内部若しくは機関相互又は本町の機関と国等との機関との間における審議、検討、調査研究等(以下この号において「審議等」という。)に関するものであって、請求者に開示をすることにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。	第六号 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	
	第6号 開示の請求の対象となった個人情報が本町の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉争訟その他の事務事業に関するものであって、請求者に開示をすることにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。	第七号 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(中略) ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれとは違法者しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ。 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ。 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ(以下略)	示することにより、事務又は事業の性質上、
	め、請求者に開示をしないことが必要と認められるとき。	第一号 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	
	第8号 法令の定めるところにより明らかに本人に開示をすることができないとされているとき。	規定なし	改正法第七十八条第二項「行政機関情報 公開法第五条に規定する不開示情報に準 ずる情報であって情報公開条例において開 示しないこととされているもののうち当該情報 公開条例との整合性を確保するために不開 示とする必要があるものとして条例で定める もの」として、箱根町情報公開条例第5条第7 号で非公開情報とする「法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を 有する各大臣等の指示により、公開すること ができないとされている情報」を不開示情報 とすることも考えられますが、いわゆる法令秘 等情報は改正法第七十八条第二項には該 当しないとされていおり、他の法令の規定等 により開示することができないとされている場 合、改正法第七十八条各号のうち、どの類 型に該当するかを実質的に判断する必要が あるとされています。

項目		現 行 条 例		改 正 法	補 足 説 明
請求権	ないれで存在して 存するこ 第2項 次ので おって以 (1) 末 情報((2) 末	ち、実施機関が保有する自己の個人情報(個人情報に該当し 特定個人情報を含む。以下この条(次項を除く。)から第17条ま が第19条から第22条までにおいて同じ。)の開示(個人情報が しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求 とができる。 各号に掲げる者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代 て当該各号に定める区分に応じ、前項の規定による開示の請 下「開示請求」という。)をすることができる。 民成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人 特定個人情報を除く。) 民成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委 はる代理人 自己に係る特定個人情報	第二項	六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	
請求権	第20条 第1項 何人も が事実		第九十	何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。 第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に	改正法第九十条第一項第一号及び第二号は、資料「箱根町における個人情報保護制度の見直しについて」の4ページ「オ 訂正請求又は利用停止請求」で、町の対応案として『開示決定を受けた個人情報に限定しない規定を位置付けます』の記載に関連する規定です。
		代理人等は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求 「訂正の請求」という。)をすることができる。	第二項	代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。	

項目	現 行 条 例	改 正 法	補 足 説 明
月 利	第23条	第九十八条 第一項 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに 該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保 有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定め る措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用 の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」と いう。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第 六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の 規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個 人情報の利用の停止又は消去 二第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規	TH AL AT 191
	第2項 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去 (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止	第二項 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。	令和5年4月1日から施行される「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(改正番号法)第三十条により、個人情報保護法第九十八条の規定を読み替えて適用することとなります。